

一般廃棄物処分業許可申請書 添付書類一覧表

	添 付 書 類	申請の内容(注2)		
		新規	更新	変更
1	事業計画の概要を記載した書類 処分業務の具体的な計画(環境保全措置についての記載を入れること)	○	○	○
2	事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面	○		△
3	申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類	○		△
4	当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合は許可証の写し、法第15条の2の5の届出をし受理された施設である場合は受理書の写し	△		△
5	一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類	○		△
6	一般廃棄物実務管理者講習会の修了証の写し又は産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分に関する講習会の修了証の写し(注3) 修了証の照合を行いますので、原本を御持参ください。	○	○	○
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類【別紙5】 金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類(注4)	○		○
8	(法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳、売上(又は製造等)原価の内訳を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表 (個人) 資産に関する調書【別紙6】	○	○	○
9	直前3年の各事業年度における確定申告書の写し(法人は別表1(1)及び別表4、個人は1面)	○	○	○
10	(法人) 直前3年の法人税の納税証明書(その1)、市税の納税証明書(完納を証するもの) (個人) 直前3年の所得税の納税証明書(その1)、市税の納税証明書(完納を証するもの)	○	○	○
11	新規に事業を開始した者等で、8、9又は10の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書	△		
12	申請者が法人の場合は、定款(寄附行為)及び履歴事項全部証明書(定款は原本証明をしてください。)	○	○	○
13	①申請書の第2面、第3面及び別紙に記載した申請者、すべての役員(監査役を含む。)、使用人及び出資者の住民票(本籍地又は国籍・地域の記載があるもの) ②申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票 ③出資者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書	○	○	○
14	①申請者が欠格要件に該当していない旨の誓約書【別紙7】(事業者、役員、株主等が欠格要件に該当していないことの誓約) ②申請書の第2面、第3面に記載した申請者、すべての役員(監査役を含む。)、使用人及び出資者が豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条で規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものでない旨の誓約書【別紙8】	○	○	○
15	経理的基礎申告書【別紙9】(診断書が必要かどうか判断してください。) 5年間の収支計画に基づく経営診断書	○	○	○
16	申請者が市外に本社・本店がある法人の場合で、市内の事務所が支社・支店登記されていないときは、豊田市に提出した法人等の設立届又は事務所等の開設届の写し	△		

(注)1:申請に必要な部数は2部(提出用、控用)ですが、控用はコピーでも結構です。

2:○印は、必ず添付する書類です。△印は、該当する内容がある場合にのみ添付が必要です。

処分業の更新、事業範囲の変更を申請する場合は、○印以外の書類であっても内容に変更のある書類は提出してください。

3:(1)対象となる講習及び修了証の有効期限(起算日:更新申請の場合は、更新前の許可期限の翌日)

ア 一般廃棄物処理業に係る講習…5年

イ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分過程(新規又は更新)…5年

(2)修了者

ア 法人の場合は、役員又は使用人 イ 個人の場合は、申請者又は使用人

※使用人とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で規定する者のこと

4:事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書が必要です。

※処分業における経営診断書の添付の判断基準

【法人】

決算書	営業実績3年以上			営業実績3年未満
直前期自己資本比率	0～10%未満	マイナス		
経常利益金額等 (直前3年平均)	赤字	赤字	赤字	
経常利益金額等 (直前期)	赤字	黒字	赤字	
診断士の診断書	必要	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者

- ・経常利益金額等：損益計算書の経常利益の金額に損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た数字
- ・自己資本比率：(貸借対照表の資本の部の合計)÷(貸借対照表の資産の部の合計)×100
- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【個人】

資産調書	営業実績3年以上		営業実績3年未満
直前3年の所得税を1年でも 納税していない年がある	資産<負債		全ての事業者
直前3年の所得税を3年間、 納税していない		資産<負債	
診断士の診断書	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：資産の合計から負債の合計を引いた額がプラス(0以上)で毎年納税している者

- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【受付チェックシート】

申請者

業者名：

担当者：

(連絡先：)

受付日	受付者	不備書類名称	不備内容